

2023年11月28日

各位

株式会社北洋銀行

## TSUBASA アライアンス参加行による中道リース株式会社様への サステナビリティ・リンク・ローンの取組みについて

北洋銀行(取締役頭取 安田 光春)は、株式会社第四北越銀行(取締役頭取 殖栗 道郎様)と共同で、中道リース株式会社様(北海道札幌市、代表取締役社長 関 崇博様)に対しシンジケートローンによる「サステナビリティ・リンク・ローン」(以下、SLL)を組成しました。なお、本件には地銀広域連携の「TSUBASA アライアンス」<sup>※1</sup>の枠組みを活かし、同アライアンスから当行を含む7行が貸付人として参加しています。

SLL は、お客さまが設定した野心的な ESG 関連目標(SPT<sup>※2</sup>)の達成状況に応じて金利等の条件が連動する融資です。本融資を通じ、環境・社会面で持続可能な経済活動と成長を促進し支援することを目的としています。

中道リース株式会社様では、「芙蓉ゼロカーボンシティ・サポートプログラム<sup>※3</sup>の適用契約社数」を SPT として設定し、株式会社格付投資情報センター(R&I)様より、国際的な原則である「SLL 原則」等へ適合している旨のセカンドオピニオン<sup>※4</sup>を取得しています。

当行は、SDGsの達成に向けた「TSUBASA SDGs宣言」に基づき、今後も参加各行と連携しながら、お客さまの SDGsや脱炭素への取組みを支援し、地域が抱える社会・環境問題、地域社会の持続的な成長に貢献してまいります。

- ※1: 千葉銀行、第四北越銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行、琉球銀行、群馬銀行および北洋銀行の10行が参加する地銀広域連携の枠組み
- ※2: サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(持続可能な経営目標)
- ※3: 「2050年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素の排出実質ゼロ」を目指す地方自治体のゼロカーボンシティ宣言を後押しする目的で芙蓉リースグループが設立した寄付金付き優遇ファイナンスプログラム
- ※4: 株式会社格付投資情報センター様によるセカンドオピニオンは別紙をご参照ください



北洋銀行グループは、2018年12月「北洋 SDGs 宣言」を表明し、地域の持続的成長支援と社会的課題の解決に取り組んでおります。なお、SDGs に関連するプレスリリースには、該当する SDGs のアイコンを明示しております。  
【SDGs】2015年の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成される。

【中道リース株式会社様の概要】

|     |                  |
|-----|------------------|
| 所在地 | 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 |
| 代表者 | 関 崇博様            |
| 設立  | 1972年4月          |
| 業種  | 総合リース業           |

【本件の概要】

|        |   |
|--------|---|
| 組成金額   | 22億円  |
| 契約日    | 2023年11月24日   |
| アレンジャー | 株式会社第四北越銀行<br>株式会社北洋銀行  |
| エージェント | 株式会社北洋銀行  |
| 貸付金融機関 | 株式会社千葉銀行<br>株式会社第四北越銀行<br>株式会社中国銀行<br>株式会社東邦銀行<br>株式会社武蔵野銀行<br>株式会社滋賀銀行<br>株式会社北洋銀行 |

【契約記念の様子】



右:中道リース株式会社  
代表取締役社長 関 崇博様

左:北洋銀行本店営業部  
専務取締役本店長 増田 仁志

以上



# セカンドオピニオン

中道リース株式会社

2023年11月24日

サステナビリティ・リンク・ローン

ESG 評価本部

担当アナリスト：前口 紘毅

格付投資情報センター（R&I）は、資金調達者を中道リース、アレンジャーを第四北越銀行および北洋銀行、エージェントを北洋銀行とするシンジケート形式のサステナビリティ・リンク・ローンについて、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）の「サステナビリティ・リンク・ローン原則（2023）」及び環境省「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2022年版）」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

## ■オピニオン概要

### (1) KPI の選定

KPI は「芙蓉ゼロカーボンシティ・サポートプログラムの適用契約社数」である。同プログラムは「ゼロカーボンシティ」を宣言した自治体内で再生可能エネルギー設備・省エネルギー機器等をリースにより導入する顧客を対象に、国内・地域の脱炭素化に貢献できる「寄付」を付加したファイナンスプログラムで、寄付先は芙蓉総合リースが選定する。中道リースは 2030 年の目指す姿として「地域・社会に元気と価値ある変化を届けます～あなたと目指すサステナビリティ～」を掲げ、その実現に向け財務戦略およびサステナビリティ戦略を柱とする「中期経営計画 NL Build-Up2023-2025」を策定した。サステナビリティ戦略の根幹は適切なプロセスを経て特定された 7 つのマテリアリティと、それに対応するよう設定された KPI であり、その筆頭として「マテリアリティ：①脱炭素・省エネの推進」「KPI：芙蓉ゼロカーボンシティ・サポートプログラムの適用契約社数目標」が掲げられている。本件の KPI は中道リースが掲げる KPI そのものであり、全社戦略およびマテリアリティに合致し、同社の中長期的な事業運営にとって高い戦略的意義を有する指標であると判断した。

### (2) SPT の設定

SPT は「芙蓉ゼロカーボンシティ・サポートプログラムの適用契約社数を 2023 年度 30 社、次年度以降は前年度目標の 10 社増を達成」することであり、毎年の実績が判定の対象となる。目標水準は中道リースが掲げる KPI と合致するよう設定されている。本プログラムの対象となり得る商材のうち 4 つの商材（再エネ設備、省エネ機器、電動車、低燃費型建設機械）が SPT 達成に向けた取り組みの中心になると考えられ、同商材の過去実績に鑑みると高水準の目標を設定している。さらに、リース業界全体で取扱高が漸減傾向にある中で、その業界トレンドに逆行する軌道を設定している。以上より、SPT は野心的かつ有意義な目標と判断した。

### (3) ローンの特徴

中道リースは貸付人との間で協議のうえ貸出条件を決定した。毎年度 SPT の達成状況を確認し、SPT を達成した場合は適用金利が引き下げられるよう設計されている。貸出条件と中道リースの SPT 達成状況が連動し、SPT 達成に向けたインセンティブになっている。

### (4) レポーティング

各事業年度の実績値が毎年同社のウェブサイト上で開示される。貸付人はこれにより SPT の達成状況に関する最新の情報を入手できる。

### (5) 検証

KPI 実績値等の必要な情報を記載した書面を作成し、芙蓉総合リースの確認を得ることによって検証する。芙蓉総合リースの確認を経た書面は、エージェントを通じて全貸付人に共有される。客観性と透明性を満たしたレポーティングにより、すべての貸付人がパフォーマンス検証を実施可能な体制を構築する。

## 1. 借入人の概要

### (1) 事業概要

- ・ 中道リースは北海道札幌市に本社を置く総合リース事業者。1972年に中道機械を筆頭株主としてリース及びレンタル会社として発足し、北海道を軸に、東北・関東エリアに支店を開設しながら事業拡大を続け、現在では18支店を有する。
- ・ 主要顧客は営業エリアにおける運輸、土建業を中心とした小規模、零細規模の事業者であり、土木建設機械や医療機器を中心にあらゆる産業の設備・機械、および周辺機器へのファイナンスサービスを提供している。地域に根差した総合リース会社として企業の戦略的な資金調達を支えてきた。またリース以外では、商業施設を対象とした不動産賃貸、100%子会社のメッドネクストが担う医療用の器具・備品・消耗品の販売等のヘルスケアサポートなどに事業領域を広げている。

#### ■中道リースの主要商材



[出所：中道リース]

## (2) 経営理念およびサステナビリティ戦略

- 「わが社は事業を通じ、社会の発展に貢献する」との経営理念のもと、リース事業を幹とした金融サービスを通じ適切な品質提供と環境保全に取り組むことを謳う基本方針を掲げている。この経営理念・基本方針に基づき、2030年の目指す姿（中道リース vision2030）として「地域・社会に元気と価値ある変化を届けます～あなたと目指すサステナビリティ～」を掲げ、その実現に向けた変革の推進と位置付け、財務戦略およびサステナビリティ戦略を柱とする「中期経営計画 NL Build-Up2023-2025」を策定している。
- サステナビリティ戦略は長期ビジョン達成に向けた重要課題として特定した7つのマテリアリティおよびKPIの達成に向けた取り組みが柱となる。事業に影響を及ぼす可能性のある社会課題、事業環境等の観点からマテリアリティ候補を抽出し、「社会にとっての重要性」「事業にとっての重要性」の2軸で重要性を評価したうえでマテリアリティを特定した。マテリアリティに対応するKPIも併せて設定し、取締役会の承認を経ている。中道リースは、これらマテリアリティ・KPI達成に向けた取り組みを加速し、持続可能な社会の実現と企業価値向上を目指していく方針である。
- 7つのマテリアリティに対応するKPIの進捗は経営陣の下で管理されるガバナンス体制を有する。SDGs担当部長と営業推進企画部が実績管理及び分析を担い、取締役が委員長を務めるリスク管理委員会に進捗を報告するとともに、取締役会でもレビューする。当該プロセスを経て、社長及び営業本部長がSDGs担当部長に対策・改善を指示し、営業推進企画部・営業本部と連携して具体的な改善活動を実施するサイクルが構築されている。

### ■中道リース vision2030



私たちは、サステナブルな社会や環境の実現に向けて、ステークホルダーと知恵を出し合いともに歩み、  
2030年の社会と地域に元気と価値ある変化を提供します。

[出所：中道リース]

■ マテリアリティ・KPI

| マテリアリティ   | KPI   | 関係するSDGs  |
|---|---|---|
| <p>①脱炭素・省エネの推進</p> <p>地球温暖化による気候変動等の環境課題に対して、事業活動を通じ、環境負荷低減に貢献します</p>                                 | <p>・ゼロカーボンシティ・サポートプログラムの契約社数 2023年30社、次年度以降前年10社増、2030年100社</p>                                   |      |
| <p>②資源循環・サーキュラーエコノミーの実現</p> <p>地球の自然環境を維持するため、限りある資源を有効活用し、循環型社会の形成に貢献し続けます</p>                       | <p>・再リース移行率 80%以上</p>   |     |
| <p>③持続可能な地域への貢献</p> <p>持続可能な社会の実現のため、顧客等を含む地域との連携が重要であり、事業活動を通じて元気な地域づくりに貢献します</p>                    | <p>・医療施設の新規開業件数 5件/年</p>  |      |
| <p>④新分野・新商品への取り組み</p> <p>多様なユーザーニーズに応えるため、企業価値向上に資する新分野・新商品の開発に取り組みます</p>                             | <p>・新分野・新商品事業に対して10億/年の枠を設け開発に取り組む(2030年まで)</p>   |     |
| <p>⑤人財育成と働きやすい環境づくり</p> <p>従業員や働き方の多様性を認め、働きやすい環境を整備します</p>   | <p>・休業を取得した社員の復職率 100%<br/>                 ・高ストレス率 10%以下<br/>                 ・メタボ所見比率 10%以下</p> |      |
| <p>⑥ステークホルダーとの良好な関係構築</p> <p>持続可能な事業活動の実現のため、ステークホルダーとの良好な関係構築が重要であり、積極的な対話により企業価値の向上に努めます</p>        | <p>・サステナビリティレポートの発行</p>   |     |
| <p>⑦ガバナンス強化</p> <p>透明性・公平性の高い企業経営を行い、コンプライアンスの徹底及び内部統制機能を強化し、企業価値の持続的向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスに取り組みます</p> | <p>・コンプライアンステスト合格100%</p>   |     |

[出所：中道リース]

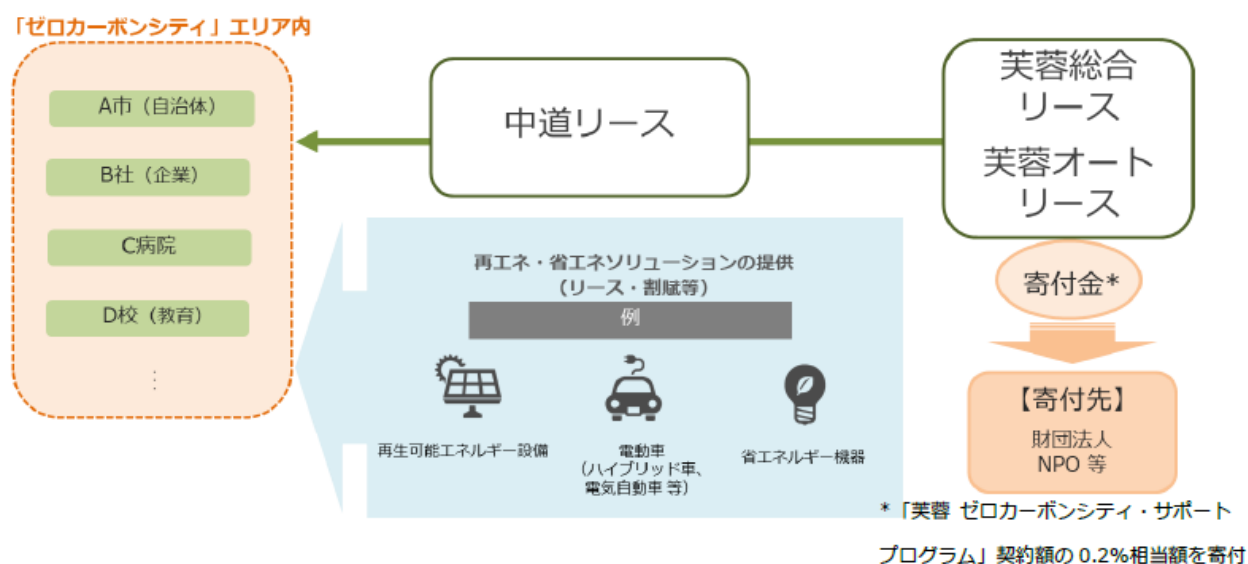
## 2. KPI の選定

評価対象の「KPI の選定」は、以下の観点でサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合している。

### (1) KPI の概要

- ・ KPI は「芙蓉ゼロカーボンシティ・サポートプログラムの適用契約社数」である。
- ・ 芙蓉ゼロカーボンシティ・サポートプログラム（以下、本プログラム）とは、「2050年までに温室効果ガス又は二酸化炭素の排出実質ゼロ」を目指す地方自治体のゼロカーボンシティ宣言を後押しする目的で芙蓉リースグループが設立した寄付金付き優遇ファイナンスプログラムである。ゼロカーボンシティを宣言した自治体において顧客が対象物件を設置する際に、中道リースは芙蓉総合リースから対象物件のリースを受け、それを顧客にサブリースする形式で提供するスキームとなっている。また芙蓉総合リースは顧客と連名で契約額の0.2%相当額を自治体やゼロカーボンシティの推進に寄与する団体に寄付をする。本プログラムの適用可否は芙蓉総合リースが同社の認定基準に基づき判定する。詳細な認定基準は開示されていないが、電気自動車等の事業用車両、再生可能エネルギー設備、省エネルギー機器、グリーン購入法適合製品等が対象物件の事例である旨、芙蓉総合リースのウェブサイトが開示されている。
- ・ KPI は芙蓉総合リースの認定基準に適合しているか否かで認定され、測定において中道リースの恣意性が入る余地はなく一貫しており、適用契約社数で測定されるため定量化されている。同一の KPI 実績を開示している競合他社が確認できてないため直接比較することは困難だが、リース契約のマクロ動向と比較することで野心性を評価するためのベンチマークが可能である。

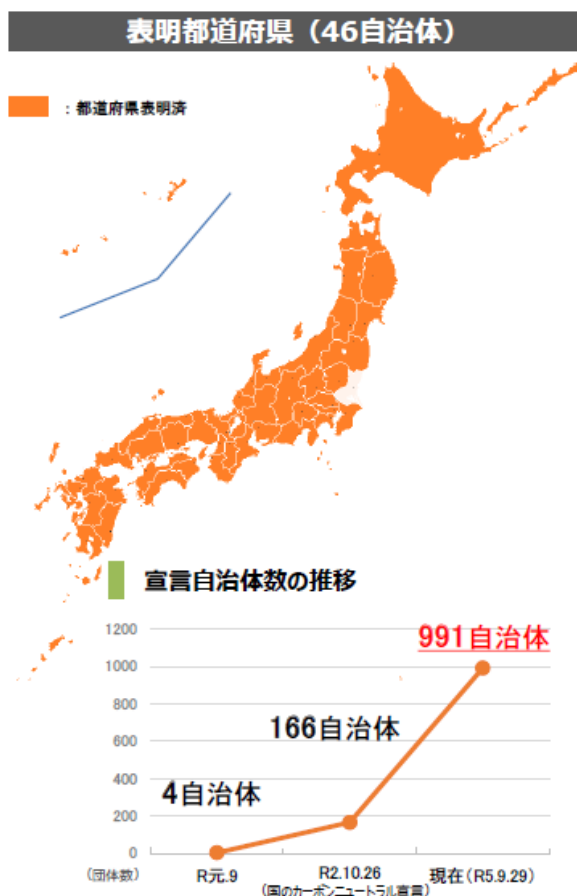
#### ■芙蓉ゼロカーボンシティ・サポートプログラム スキーム図



※1) 電動車(例:ハイブリッド車、電気・燃料電池車)、再生可能エネルギー・省エネルギー設備機器等

[出所: 中道リース]

## ■ゼロカーボンシティを宣言した自治体



[出所：環境省]

## (2) KPIの重要性

- 中道リースは経営理念、長期ビジョンを踏まえて策定したサステナビリティ戦略を、中期経営計画の柱のひとつに据えている。サステナビリティ戦略の根幹として7つのマテリアリティを特定しており、その筆頭として「①脱炭素・省エネの推進」を掲げている。さらに、このマテリアリティ達成に向けたKPIとして、本プログラムの適用契約社数目標を設定している。本件のKPIは中道リースが設定しているKPIそのものである。
- vision2030にも謳われている通り、中道リースは「地域」への貢献を重要視しており、これに沿った成長戦略を立案している。中道リースは「脱炭素」および「地域」の両面で貢献できる本プログラム推進していくことが、vision2030の実現、さらには創業来の経営理念に繋がっていくと考えている。
- 中道リースは主要顧客である運輸、土建業の小規模、零細規模の事業者に対して、さらなる脱炭素への取り組みにかかる意識の醸成を図っていく必要があると考えている。本プログラムは芙蓉総合リースのウェブサイト上に社名が公表されPRに繋がるとともに、連名でゼロカーボンシティの推進団体へ寄付を行うことで地域の脱炭素社会実現に貢献できるものである。そのため、独自に脱炭素への取り組みを推進することが難しい中道リースの顧客層に対して、脱炭素に向けた意識の醸成を図るためには最適なプログラムであると考えている。
- 主要な営業エリアである北海道では、2023年9月現在で道内140自治体がゼロカーボンシティを宣言している。北海道としても2021年3月に同宣言を行うとともに、ゼロカーボン推進局が中心となり道内への啓蒙活動をはじめとした取り組みを推進している。本件KPIは北海道全体で進められている取り組みに対しても貢献する。
- 以上より、KPIは中道リースの事業全体に関連し、中長期的な事業運営にとって高い戦略的意義を有する指標であると判断した。



### 3. SPT の設定

評価対象の「SPT の設定」は、以下の観点でサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合している。

#### (1) SPT の概要

- SPT は「芙蓉ゼロカーボンシティ・サポートプログラムの適用契約社数を 2023 年度 30 社、次年度以降は前年度目標の 10 社増を達成する」ことである。これは中道リースが掲げる KPI と合致するように設定されており、毎年の SPT が判定対象となる。

※年度：1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間とする。

#### ■年度ごとの SPT 水準

| 年度        | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | (参考) 2030 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------|
| 年度ごとの SPT | 30 社    | 40 社    | 50 社    | 60 社    | 70 社    | 100 社        |

#### (2) SPT の野心的性

##### ① SPT の水準感

- 本プログラムは 2022 年 4 月から業務提携を開始したため、過去実績としては 2022 年度が 0 社、2023 年度は 3 月末時点で 3 社、9 月末時点で 20 社である。
- 本プログラムの対象となり得る 5 つの商材の過去 3 か年実績は以下の通り。ただし対象商材のリース高と本プログラム実施に伴う追加的な営業および事務負担の発生という費用対効果の観点からグリーン購入法対象製品<sup>1</sup>は本プログラムへの取り組みに対するハードルが相応に高い。営業地域の脱炭素に対する貢献度合い、主要な顧客層に対する脱炭素に向けた意識醸成といった取り組みの目的も踏まえると、再エネ設備、省エネ機器、電動車および低燃費型建設機械の 4 つの商材が SPT 達成に向けた取り組みの中心になると考えられる。
- さらに、下表は対象となり得る商材の契約社数実績をカウントしたものであり、SPT はこのうち本プログラムの成約を得たもののみが対象となる。2022 年度は対象となり得る 5 つの商材の契約社数が 111 社に対し成約はなく、2023 年度は 3 月末時点で対象商材の契約社数 37 社に対して成約は 3 社である。脱炭素への関心の低さ、事務手間の発生等を理由として、対象となる商材すべてが本プログラムの成約に至るわけではない。以上を踏まえると、過去実績対比で高い目標水準を掲げている。
- また、リース事業協会のリース統計によれば、近年のリース取扱高は漸減傾向にある。中道リースの SPT は毎年 SPT 水準が増加する目標となっており、業界トレンドに逆行する軌道が設定されている。
- 以上より、SPT は野心的かつ有意義な目標であると判断した。

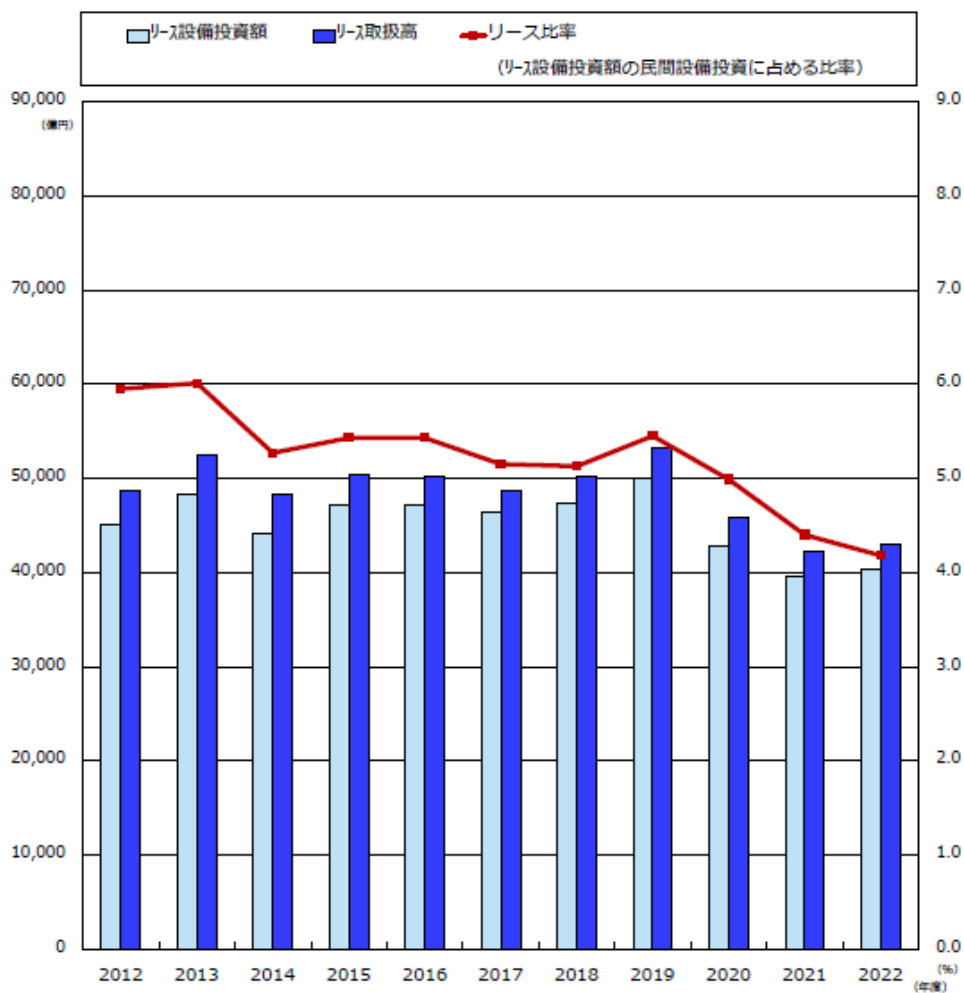
<sup>1</sup> グリーン購入法とは、国を中心として環境に配慮した商品調達を推進する法律であり、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の分野・品目（特定調達品目）と、その「判断の基準」を定めている。特定調達品目として 22 分野 287 品目が挙げられており、例えばオフィス機器や家電といったものが含まれている。

■本プログラム対象商材の契約社数実績

| 対象商材        | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 再エネ設備       | 0       | 1       | 0       |
| 省エネ機器       | 29      | 18      | 18      |
| 電動車         | 18      | 20      | 10      |
| 低燃費型建設機械    | 0       | 0       | 0       |
| グリーン購入法対象製品 | 81      | 78      | 83      |
| 合計          | 128     | 117     | 111     |

[出所：中道リースからの提供情報に基づき R&I 作成]

■国内リース取扱高の推移






[出所：公益社団法人リース事業協会]

## ② SPT 達成手段の妥当性

- ・ SPT 達成に向けて、中道リースは 4 つの商材に対し各々以下の通り取り組む。
  - ✓ 再エネ設備：現状主力物件ではなく営業基盤がないことから、大手リース会社との協働を進める。
  - ✓ 省エネ機器：LED 照明を中心に、既存顧客へのアプローチに加え、サプライヤーへの営業を通じて新規顧客開拓を図る。
  - ✓ 電動車：既存客へのアプローチを中心に進める。本プログラムでは車検証の所有者名義が中道リースではなく芙蓉オートリースになることに対して抵抗感がある顧客がいるため、本プログラムの利用による社会貢献メリットを訴求して、契約獲得を図る。
  - ✓ 低燃費型建設機械：現状では高価格帯の商品であり中道リースの主要顧客層である中小事業者には導入のハードルが高い状況にある。そのため、補助金等と組み合わせながら既存顧客に働きかけ、まずは本プログラムの認知度向上を図り、中長期的な目線で契約獲得を図っていく。
- ・ 社員向けには、社内各所の会議体においてサステナビリティ戦略に関する説明・啓発を実施し、それを通じて本プログラムの重要性や取り組み意義の理解促進を図る。さらに、営業パーソンに対して本プログラム推進のインセンティブを与える営業評価を導入する。
- ・ 中道リースが行う本プログラム推進に向けた取り組みは、SPT 達成に向けて妥当であると判断した。

## ③ SDGs への貢献

- ・ SPT 達成に向けた取り組みは以下の SDGs 目標に貢献すると考えられる。

| SDGs 目標   |   |
|---|---|
|  | 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。                              |
|  | 12.8 2030 年までに、人びとがあらゆる場所で、持続可能な開発や、自然と調和した暮らし方に関する情報と意識を持つようにする。 |
|  | 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。            |

## (3) SPT の妥当性

- ・ SPT の妥当性について、独立した第三者である R&I から本件セカンドオピニオンを取得している。

## 4. ローンの特性

評価対象の「ローンの特性」は、以下の観点でサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合している。

- ・ 中道リースは貸付人との間で協議のうえ貸出条件を決定した。毎年度 SPT の達成状況を確認し、SPT を達成した場合は適用金利が引き下げられるよう設計されている。貸出条件と中道リースの SPT 達成状況が連動し、SPT 達成に向けたインセンティブになっている。

## 5. レポーティング

評価対象の「レポーティング」は、以下の観点でサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合している。

- ・ 各事業年度の実績値が毎年同社のウェブサイト上で開示される。貸付人はこれにより SPT の達成状況に関する最新の情報を入手できる。

## 6. 検証

評価対象の「検証」は、以下の観点でサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合している。

- ・ KPI 実績値等の必要な情報を記載した書面を作成し、芙蓉総合リースの確認を得ることによって検証する。芙蓉総合リースの確認を経た書面は、エージェントを通じて全貸付人に共有される。客観性と透明性を満たしたレポーティングにより、すべての貸付人がパフォーマンス検証を実施可能な体制を構築する。

以 上

**【留意事項】**

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

**【専門性・第三者性】**

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。